

人事委員会議事録（第1633回）

1 開催日時

令和2年5月20日（水）15：00～16：00

2 開催場所

兵庫県人事委員会 審理室

3 会議に出席した者

委員	松田直人	委員長
	鈴木尉久	委員
	長尾真	委員
事務局職員	西村嘉浩	事務局長
	森本剛史	任用課長
	古川卓哉	給与課長

開 会

第1号議案

議事録の承認を求める件

人事委員会議事録（第1632回）について審議の結果、原案どおり承認した。

第2号議案

採用選考試験（令和2年度第1回）実施要綱決定の件

任用課長が、標記要綱の内容等を説明し、審議の結果、原案を一部修正の上、決定した。

（委員からの質問）

筆記試験（専門試験・実技試験）において、例えば、専門試験60点・実技試験60点の人と、専門試験20点・実技試験100点の人は、筆記試験の合計点は同点だが、可否には何か差が生じるのか。

（事務局）

筆記試験には、試験科目ごとに合格基準点（足切り点）を設けており、これ以上でないと不合格になる。合格基準点をクリアし、筆記試験が同点の場合、面接試験で能力を見極めて最終可否を判定する。

（委員からの意見）

産業技術職と学芸員の筆記試験（専門試験・業績審査）で課されている「業績審査」は、過去の成果物の評価であって、試験当日に頑張りようがない。配点は、受験するかどうかにも影響すると考えられるので、配点内訳を明らかにすべきと考える。

（事務局）

特定の試験科目だけを頑張ればよいとはならないよう、筆記試験の配点内訳は示していないが、業績審査については今回から試験案内に明示する。

第3号議案

専決処分により制定された職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の件

給与課長が標記意見について内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員からの質問)

特殊勤務手当の特例措置の期限はいつまでか。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症が指定感染症として指定されている期間(令和3年1月末)が特例措置の対象期間になる。

(委員からの質問)

今回の改正に伴う所要額はいくらか。

(事務局)

感染者対応のピーク時を想定した月額になるが、知事部局で約230万円、病院局で約8,000万円と聞いている。

(委員からの質問)

例えば、PCR検査をする場合、いくら支給されるのか。

(事務局)

感染者等の身体に直接接触する作業で、より危険性が高いため、4,000円が支給される。

(委員からの質問)

4,000円を支給する場合として、「感染者等に長時間にわたり接して」とあるが、具体にはどの位の時間か。

(事務局)

1日の勤務の全部又は大部分の時間である。

第4号議案

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件

給与課長が標記規則の改正内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員からの質問)

妊娠中の通勤緩和のための特別休暇の取得単位はどうなっているのか。

(事務局)

1日を通じて1時間を超えない範囲内で、取得単位は15分としている。

第5号議案

職員給与実態調査(令和2年)要綱決定の件

給与課長が、標記要綱の内容等を説明し、審議の結果、原案どおり決定した。

(委員からの質問)

職員給与実態調査はどのように行うのか。

(事務局)

知事部局等の職員の個人別データは情報企画課に、警察職員は警察本部に依頼してデータの提供を受ける。

加えて、情報企画課で集約していないデータは、関係各部局に依頼し、必要なデータの提供を受け、それらを集計・分析し、給与報告等に必要な資料を作成する。

報告事項 1

審査請求取下げの件（令和元年（不）第3号事案）

任用課長が、標記事案について審査請求人から取下届の提出があったことを報告した。

閉 会